柏市会計管理者資金運用方針

1　資金

会計管理者が運用を図る資金は，柏市公金管理運用基準第２項に掲げる公金の範囲のうち，一般会計・特別会計に係る歳計現金，歳計外現金及び基金に属する現金とする。

2　金融機関への預貯金による運用方法

(1) 運用金融機関の決定方法

原則として，電話・ＦＡＸ等による競争入札方法を採用し，最も高い金利を提示した金融機関に預け入れる。

ただし，収支状況及び支払準備金調達の利便性の観点から，競争入札方法によらず，単独で運用金融機関を決めることもできるものとする。

なお，これら運用金融機関の決定は，会計管理者の判断で行うものとする。

(2) 預け入れ限度額の設定

預け入れによる運用を行う場合における，１金融機関当たりの限度額は，証書借入金額の範囲内とする。

ただし，運用対象機関の安全性が十分に確保でき，かつ預け入れ条件が著しく有利であると認められる場合は，証書借入額を超えて預け入れをすることができる。

3　債券による運用方法

柏市債券運用基準に定める方法による。

4　資金別運用方法

(1) 歳計現金及び歳計外現金

ア　運用商品種別

(ｱ) 運用期間が１か月未満

譲渡性預金等

(ｲ) 運用期間が１か月以上

譲渡性預金，大口定期預金等

イ　運用対象金融機関

支払業務の円滑な実行のため，資金の流動性を確保し，原則として指定金融機関をはじめとする地域金融機関の預貯金を中心に運用する。

ウ　その他

(ｱ) 運用可能額及び運用期間については，資金収支予定額表に基づき適宜決定するものとする。

(ｲ) 原則として，基金の運用を優先して行う。

(2) 基金

ア　運用商品種別

(ｱ) 運用期間が１か月未満

譲渡性預金等

(ｲ) 運用期間が１か月以上

譲渡性預金，大口定期預金，スーパー定期，公共債（国債，政府保証債，地方債）等

イ　各基金の運用

(ｱ) 担当課及び財政課と協議のうえ，各年度における運用額を決定する。

(ｲ) 預貯金による運用を行う場合は，資金の安全な保管を重視して証書借入額の相殺枠内での預入を優先して行い，その運用期間については，金融市場の動向及び繰替運用等に柔軟に対応できるよう年度内の預け入れを原則とする。

ただし，安全性が十分に確保でき，かつ預け入れ条件が著しく有利であると認められる場合は，年度を越える運用も実施できるものとする。

(ｳ) 債券による運用を行う場合の考え方は，柏市債券運用基準に定めるとおりとする。

附　則

この方針は，令和５年９月１日から施行する。